

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

令和3年3月

(LIBOR 関連抜粋版)

[主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会]

LIBOR 公表停止時期の明確化及びシンセティック円 LIBOR 構築に関する 今後の対応

- 3月5日、LIBOR 運営機関は、米ドルの一部（1、3、6、12 か月物）は 2023 年 6 月末、それ以外は本年 12 月末をもって LIBOR の公表を停止する旨、公表した。
- 同日、英国金融行為規制機構（FCA）が、日本円の一部（1、3、6 か月物）は、2022 年 1 月以降の 1 年間に限り、市場データを用いて算出する擬似的な LIBOR（いわゆるシンセティック LIBOR）を構築することについて、市中協議を行うと表明。
- 金融庁及び日本銀行は、3月8日、本邦における今後の LIBOR からの移行対応、及びシンセティック円 LIBOR に対する考えを示した文書を金融機関宛に発出した。